

- (2) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位
- (一) 平均障害程度区分が5以上であって、かつ、区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40以上であること。
- (二) 平均障害程度区分が5.1以上であること。
- 6 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- (1) 平均障害程度区分が4.5以上5未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40以上100分の50未満であること。
- (2) 平均障害程度区分が4.7以上4.9未満であること。
- 7 ヘについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- (1) 平均障害程度区分が4.5以上5未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40未満であること。
- (2) 平均障害程度区分が4以上4.5未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40以上であること。
- (3) 平均障害程度区分が4.4以上4.7未満であること。
- 8 トについては、次の(1)又は(2)に掲げる利用者に対して、それぞれ(1)又は(2)に定める指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- (1) 注1の(1)に掲げる利用者 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位
- (一) 平均障害程度区分が4以上4.5未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の30以上100分の40未満であること。
- (二) 平均障害程度区分が4.1以上4.4未満であること。
- (2) 注1の(2)又は(3)に掲げる利用者 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位
- 9 チについては、次の(1)又は(2)に定める指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- (1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(一)から(三)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位
- (一) 平均障害程度区分が4以上4.5未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の30未満であること。
- (二) 平均障害程度区分が4未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の30以上であること。
- (三) 平均障害程度区分が3.8以上4.1未満であること。

- (2) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位
- (一) 平均障害程度区分が4以上であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の30以上であること。
- (二) 平均障害程度区分が4.1以上であること。
- 10 リについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- (1) 平均障害程度区分が4未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の20以上100分の30未満であること。
- (2) 平均障害程度区分が3.5以上3.8未満であること。
- 11 ヌについては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる利用者に対して、それぞれ(1)又は(2)に定める指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- (1) 注1の(1)に掲げる利用者 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、平均障害程度区分が4未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の20未満であるものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位
- (2) 注1の(2)又は(3)に掲げる利用者 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位
- 12 ルについては、注1の(2)又は(3)に掲げる利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 13 イからルまでに掲げる施設入所支援サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
- (2) 指定施設入所支援等の提供に当たって、指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合 100分の95
- 2 重度障害者支援加算
- |                             |       |
|-----------------------------|-------|
| (1) 重度障害者支援加算Ⅰ              | 28単位  |
| (2) 重度障害者支援加算Ⅱ              |       |
| (一) 施設入所支援サービス費Ⅰが算定されている場合  | 40単位  |
| (二) 施設入所支援サービス費Ⅱが算定されている場合  | 164単位 |
| (三) 施設入所支援サービス費Ⅲが算定されている場合  | 306単位 |
| (四) 施設入所支援サービス費Ⅳが算定されている場合  | 435単位 |
| (五) 施設入所支援サービス費Ⅴが算定されている場合  | 505単位 |
| (六) 施設入所支援サービス費Ⅵが算定されている場合  | 563単位 |
| (七) 施設入所支援サービス費Ⅶが算定されている場合  | 605単位 |
| (八) 施設入所支援サービス費Ⅷが算定されている場合  | 676単位 |
| (九) 施設入所支援サービス費Ⅸが算定されている場合  | 704単位 |
| (十) 施設入所支援サービス費Ⅹが算定されている場合  | 730単位 |
| (十一) 施設入所支援サービス費Ⅺが算定されている場合 | 799単位 |